

司法の使命と主張 原告

国規制で安全確保 関電

関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを住民らが関電に求めた訴訟の控訴審が5日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）で始まった。半年前に「司法は生きていた」と福井地裁前で横断幕を掲げ、東京電力福島第一原発の事故後初の差し止め判決を勝ち取った原告側は、改めて「未来世代に残し得る審理と判決」を求めた。

大飯原発差し止めの控訴審

31席の一般傍聴席の抽選に約170人が並び、関心の高さをうかがわせた。



横断幕をかかげ、名古屋高裁金沢支部に入廷する大飯原発差し止め訴訟の原告ら（金沢市）

関電側は一審同様「安全性は新規制法で確保されており、原告が前提とする大きな事故は起こらない」と、安全の根拠を国の規制に求めた。

これに対し、原告側が意見陳述で繰り返したのが、「司法の責任」だった。

海渡雄一弁護士(59)は、2007年10月の浜岡原発差し止め訴訟静岡地裁判決が「耐震設計審査指針などの基準を満たせば、重大な事故は起こらない」としたことに触れ、「それでも福島島の悲劇は起こった。それを繰り返さないことが市民の負託を受けた司法の使命」と述べた。

原告側はさらに、03年1月のもんじゅ設置許可無効訴訟の高裁金沢支部判決、06年3月の志賀原発2号機訴訟の地裁判決の2度、原告側が勝訴したことも強調。原告団代表の中野晋演

さん(72)は「北陸のゆかしい古都・金沢で3度目の勝利を迎えたい」と意見陳述。「福井地裁は国民的な共感と勇気を与える大光明を点じた。未来世代へ残し得る貴裁判所の審理と判決を迎えられるよう切望する」と締めくくった。

記者会見では、意見陳述した4人の弁護士らが初日を振り返った。多くの弁護士が評価したのが陳述後の展開だ。原告側が「進行に関する意見書」を出し、8月の進行協議で裁判所が、今後の立証の道筋をはっきりと示さない関電側に「不満」と述べたことを明かした。原告側が改めて今後の予定を問うと、関電側は「次回弁論（来年2月9日）の1週間前には当方の主張すべてを提出する」と明言した。弁護士長の佐藤辰弥弁護士(62)は「短期決

戦だと改めて確信している」と話した。

北陸電力志賀原発の運転差し止めを求める石川、富山両県の原告団ら約15人も駆けつけた。原告団長の北野進さん(54)は「大飯訴訟控訴審の迅速化は、志賀原発の訴訟にも影響がある。大飯でも勝って、志賀でも勝つ」と話した。

関電側は弁論後「控訴審においても引き続き大飯発電所3、4号機の安全性について主張していきたい」とコメントした。

（比名祥子、小川詩織）